



内務省特報



●内務省告示第百十號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ
昭和十六年四月七日

路線名 區 間 工事終了ノ期日
四 號 自右手縣輝真郡八幡村 昭和十六年四月七日
至同縣同郡石鳥谷町

五 號 福島縣信夫郡清水村地内 同

●内務省告示第百四十六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スベキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ
昭和十六年四月十六日

内務大臣 男爵 平沼騏一郎

内務省特報

路線名 區 間 工事開始ノ期日

五 號 自秋田縣秋田市大字泉 昭和十六年四月十七日
至同縣同市大字寺内

一 號 自靜岡縣靜岡市宇手越 同
至同縣濱松市植松町

●平沼内務大臣訓示の要旨

去る四月九日地方長官會議に臨み平沼内務大臣は一場の訓示をせられたが其の要旨は左の如し
國家多事の秋に當り不肖内務大臣の重任を拜し責任の甚だ大なるを痛感致して居ります。茲に各位の會同を求め緊要の時務に關し親しく所信を披瀝するの機會を得ましたことは私の欣幸とする所であります。

今や支那事變勃發以來第五年に入り、大稜威の下皇軍將兵の勇戰奮闘と銃後國民の刻苦努力とに依り新東亞建設の大業は着々其の歩武を進め、既に日滿支三國間の基本關係を律すべき聯盟の成

立を見ましたことは慶賀に堪へない所であります。更に最近帝國の調停に依り泰國と佛領印度支那との國境紛争が圓滿なる解決を告げ、進んで此等と帝國との間に劃期的なる友好關係の進展を期待し得るに至りましたことは正に大東亞共榮圈の指導者としての帝國の地位と實力とを中外に示したものでありまして、邦家の爲寔に欣喜に堪へない所であります。

然るに支那に於ける抗日政權は打續く敗戦と重加する困難とに拘らず未だ其の迷夢より覺めず、救國の大事を抗戦の一途に求めて居ります。他面歐洲戰爭は既に三年に涉り、幾多國家の興亡を伴ひつゝ、擴大の一途を辿り、遂に曠古の大戦と爲つて其の底止する所を知りません。帝國を繞る四圍の情勢も隨つて複雑多端且頗る緊迫の度を加へ、殊に英米兩國に在りては相互の利害關係に立脚して對日經濟封鎖の強化と援蔭政策の積極化とを圖り益々帝國に對する牽制壓迫の態度を明にし、今や東亞の天地に何時新なる一大危局を展開せんやも料り難き情況を以て推移致して居ります。是實に曠古の難關ではありませんが、飄つて思へば東亞恒久の安定と世界新秩序の建設とを完遂することは我が國民に課せられたる重大使命であります。昨秋日獨伊三國條約の締結に當り畏くも大詔を渙發せられ、國內の嚮ふ所、國民の進むべき道を示させ給ひましたことは洵に恐懼感激に堪へない所であります。國民は唯々聖旨を奉體して一路邁進すべきのみでありますが、此の秋に

當り苟も國內態勢に間隙を生じ對外施策に一步を誤ることあらば皇國の使命は決して完遂致しません。悠久二千六百年の歴史を誇り、皇國無窮の發展を冀ふ一億蒼生は其の負荷の重大なるに鑑み蕭然襟を正さざるを得ない所であります。

政府は此の未曾有の難局に際し政治、經濟其の他國民生活の有ゆる部門に於て益々舉國一致の態勢を強化すると共に其の施策は擧げて之を戰時體制の整備確立に集中するの緊要なるを認め、第七十六回帝國議會に臨むに當り提出の議案は眞に必須缺ぐべからざるものに限局するの態度を一決し、帝國議會亦時局の重大に稽へ短期克く其の任を竭し、緊要の諸案は悉く成立し、時局に對處すべき萬全の準備は效に確立するに至つたのであります。

而して政府は此の急迫せる時態の下に於て國內選舉を行ひ國民を選舉競争の興奮と動搖との中に置くの適當ならざるを認め一面又到底其の暇なきに鑑み衆議院議員並に地方議會議員の任期を一年に涉つて延長し、官民擧つて時局對應諸策の整備確立に邁進することと致しました。此の如きは我が國憲政史上曾て見ざる非常異例の措置であります。現下の時局に於ては是亦己むを得ざる所であります。

政府は又現下の時局に於て大政翼賛運動の健全なる發展を圖り舉國國難に當るの覺悟を固くし其の態勢を強化するの緊要なるを思ひ、益々本運動をして其の本然の使命に邁進せしむる爲此の際

之が組織に付必要なる改革を斷行することと致しました。

此の如くにして非常時局に對處すべき政府の決意と態度とは既に定まり各般の方策は着々整備せられつゝあるものであります。政府の方針に即應し國內生活の確保安定、國家總力の擴充發揮、其の他萬般の施策に關し地方長官の擔當する職責の特に重大なるは更めて申す迄ありません。茲に當省所管の事務に關し所懷の一端を開陳し各位の留意を求め度いと存じます。

抑々神祇を崇め祭祀を重んじ之を以て國家百政の樞軸、國民生活萬般の根幹と爲すは惟神の大道を顯揚する所以の根本義であります。畏くも上皇室に於かせられましては肇國以來神事を以て朝儀の第一とせられ下臣民は世々相承けて斯の道を遵奉し以て今日に至れるは我が國體の精華であります。今や内外の情勢頗る急迫を告ぐるの秋帝國臣民たるもの愈々敬神の念を強め盡忠報國の至誠を效し身を挺して國難に殉ずるの覺悟を固くすべきであります。政府が曩に神祇院を創設し又地方警察官等の制度を確立したる所以のものは神社行政の刷新振興を圖り關係諸職をして各々其の實績を擧げしむる爲であります。各位は克く神社行政の本旨を體し、國民をして惟神の大道に則り時艱突破に邁進するの氣魄を養はしむるやう格段の努力あらんことを望みます。

治安維持の完璧を期するは現下の時局に鑑み最も緊要であります。近時變事の長期化と歐洲戰局の進展に伴ひ我が聖戰の遂行

を妨げんとする第三國の策謀は次第に深刻の度を加へ、國內に於ける不逞矯激の思想運動亦其の跡を斷たざるの實情に在りますので、之に對する萬全の方策を講じ銃後治安に微動だも生ぜしめざることは事變完遂の基本條件であります。今回新に制定せられた國防保安法竝に改正治安維持法の運用に付ては其の趣旨の存する所に鑑み萬遺憾なきを期せられ度く、更に非常緊急の事態に對處すべき各般の方策に付ては周到綿密なる考究と検討とを加へ毫も遺漏なからんことを望みます。又經濟警察の運用に付ては苟も社會不安の因を爲し戰時經濟の圓滑なる運行を妨ぐるが如き事實に對しては斷乎たる處置を講じ速に之が去除を圖ると共に、他面徒に民心の危惧畏縮を生ぜしめざるやう細心の注意を拂ひ情理を盡して趣旨の存する所を徹底せしめ國民をして進んで法の運用に協力せしむるやう指導するを肝要なりと存じます。

近時國際情勢の緊迫化と航空機の異常なる發達に伴ひ國民防空の充實強化を圖るは喫緊の時務であります。防空法施行以來官民の努力に依り漸次其の整備を見つゝあるのであります。猶遺憾とすべきもの甚だ尠なからざるを覺えるのであります。政府は曩に緊急に實施すべき防空施策の基本的事項を決定し、之が實現に努めつゝあるのであります。各位は地方の實情に即し有效適切なる計畫を樹立施行し國土防衛の爲に特別の力を致し、殊に一朝有事の際に當り徒に民心の不安動搖を來すが如きことなきやう

指導訓練の徹底を期せられ度いのであります。

更に國土の綜合的利用開發の計畫を獨立施行するは國家總力の十全なる發揮を期する爲緊要なると共に國土防衛の見地に於ても亦頗る重視すべきものがあります。政府は曩に國土計畫設定要綱を定めたのであります。之に關聯して地方計畫の適切なる實施を圖るは極めて緊切なりと考ふるのでありますから各位の格段なる協力を望むものであります。

部落會、町内會等の整備に付ては豫てより格別の努力を拂はれて居るのであります。我が國の地方自治をして國民生活の實情と國情とに即して健全なる發達を遂げ時勢の要求に應じて必要なる機能を營ましめんが爲には其の基礎團體たる部落會、町内會等の育成振興に俟つもの甚だ多きは申す迄もない所でありまして、之が指導に付ては特別の考慮を拂ひ慕遺憾なきを期すべきであると存じます。惟ふに我が國の傳統に於て國民生活の基礎を家族制度に置き國民道德の根源を茲に求めたるは世界に比類なき我が國の特色であります。而して一家に於ける父子兄弟夫婦の情愛及道義は直に移して隣保團結の根柢と爲し、更に擴大して一國總親和の基礎と爲すべきものでありまして、部落會、町内會等の指導に當りては古來の醇風美俗たる家族制度の眞精神に則り更に之を擴充して健全なる發展を遂げしめ一徳一心の基礎を培養せしむるやう意を致されんことを望みます。

時局の推移に伴ひ地方行政は今や繁劇の極に達したるの感があります。而も事變以來克く之が處理の適正を期し國政の圓滑なる遂行を確保しつゝあるは偏に地方廳並に地方自治體職員の晝夜を分たざる獻身的努力に負ふものであると考へます。今後益々長期持久の態勢を強化すべきの秋此等職員の地位に付適切な改善を圖るは其の職責の重大と其の待遇の現状とに鑑み頗る緊切且至當なりと信ずるのであります。特に警察官吏、市町村吏員等の待遇に付ては今後一段の考慮を拂ひ此等をして其の地位に安んじ只管其の職務に精進する所あらしめ度いと考ふるものであります。

之を要するに、此の非常の難局に處し洋々たる國家の前途を開拓するの要諦は國民精神を鼓舞振作し國家の將來に對する希望と確信とを強め、冷靜沈着不撓不屈、如何なる事態に直面するも決して狼狽せず、如何なる艱苦に遭遇するも斷じて後退せず、愈々我が民族の眞價を發揮し、悠揚迫らざる襟度を以て其の責務を果し、進んで君國に殉ずるの意氣と氣魄とを示さしむるに在ると信じます。翻つて惟ふに事變下の國民には既に幾多の勞苦があります。今後更に緊要なる諸策の遂行に付ては嚴乎として國民に一段の忍苦と犧牲とを求むべきであります。陛下の赤子なるに深く思を致し仁愛の至情を以て之を指導誘掖し益々國民精神を昂揚して苟も萎靡沈滯の氣風なからしむるの要ありと存じます。抑々地方官は地方民政の重責に任じ、幾千百萬府縣民の指導統

率の任に在るので、其の職責は洵に重しと言ふべきであります。固より之を以て獨り自ら高しと爲すべきではありません。官民各々其の地位と職分とに應じ相倚り相助けて皇運を扶翼し奉るのが皇國の眞の姿であります。一君萬民、萬民翼贊の本義も亦茲に存することを知らなければなりません。而して此の自覺こそ官民融合、舉國一致の要諦であることを勤へ、職務の遂行に於て率先して臣道實踐の範を示し官民相率ゐて奉公の赤誠を竭すことを念とすべきであると存じます。

世局の變轉に應じ愈々國運の隆昌を圖り皇國の大理想を顯現せんが爲には國內諸般の制度及國民生活黨般に涉り、時代の進運に應ずる刷新改革を加ふるの要あるは申す迄もありません。願れば皇國以來時に應じ機に臨み幾度か諸般の制度文物に一大革新を斷行し以て今日の盛運を致せるは史上洵に明かな所であります。惟ふに革新の本義は我が國情と民性とに即し古來傳統の精神を根幹として諸般の體制を皇國本然の姿に立返らしめ皇國の大本に則つて時代に適應する形態を整ふるに在るのであります。徒に現状を破壊し諸外國に追隨模倣し好んで新奇を衒ふが如きは固より採るべきではありませんが、今や歴史の一大轉換期に當り國家の飛躍的發展を期せんが爲には徒に因習に泥み舊例故格に拘ることなく克く時運の趨向に察し國家の需要に鑑み國內諸般の態勢に付着々刷新改革を實行し時局に對處して遺算なきを期すべきであると存

じます。

時局下各位並に地方廳職員の精勵と勞苦とに對しては深甚なる謝意を表するものであります。時局一段の重大性を加へんとするに當り茲に更めて各位の覺悟を促し相俱に國家の急に邁進せんことを期する次第であります。

●地方長官會議指示事項

一、神宮式年御造營ニ關スル件

神宮式年遷宮ノ制ハ古來國家ノ重儀タリ來ル昭和二十四年ハ恰モ其ノ第五十九回ニ當ルヲ以テ近ク山口祭ヲ執行シ御造營ノ事業ニ着手ノコトトナリタルニ付テハ此ノ機會ニ於テ神宮式年遷宮ノ意義ヲ普ク國民ニ徹底セシムルト共ニ神宮崇敬ノ念ヲ愈々昂揚セシムルヤウ格別ノ配慮アリタシ

一、神社祭祀ニ關スル件

祭祀ハ神祇奉齋ノ根本義ナルヲ以テ之ガ奉仕ハ最モ嚴肅鄭重ナルヲ要シ苟モ祭式ヲ違ヘテ粗略ニ涉リ或ハ形式ニ流レテ其ノ精神ヲ逸スル等ノコトアルベカラズ各位ハ今後一層意ヲ此ニ效シ神域竝ニ祭祀ニ與ル官公吏ヲ指揮監督シ祭祀ノ嚴修セシムルヤウ努力セラレタシ

一、敬神思想ノ普及徹底ニ關スル件

敬神崇祖ノ精神ヲ昂揚シ國體觀念ヲ明徹ナラシムルハ國民教化ノ根本ニシテ時艱克服ノ要諦ナリ近時之ニ關スル各方面ノ努

力見ルベキモノアリト雖モ猶ホ未ダ十分ナラザルノ憾ナシトセズ各位ハ此ノ際敬神思想ノ普及徹底ニ一段ノ努力ヲ致シ神職ヲ督勵シ天子ヲ教導シテ惟神ノ大道ニ即シ神社ヲ中心トスル國民生活ヲ勵ム鞏固ナラシムルヤウ力ヲ致サレタシ

一、昭和十六年度地方豫算ニ關スル件

時局ハ愈々重大ヲ加ヘ物資、資金及勞務ノ需給統制ハ一層強化セララルルヲ以テ豫算ノ實行及其ノ追加編成ニ當リテハ克ク地方豫算ヲシテ時局ノ必要ニ即應セシムルニ遺憾ナキヲ期セラレタク就中重要事業ノ實行ニ關シテハ時局ノ推移ニ照シ事業完遂ノ見透シヲ得ルニ非ザレバ之ニ着手セズ又事業ノ必要性及緊急性ノ變動ヲ省察シテ之ガ對策ヲ誤ラザル等慎重ノ配意アリタシ

一、部落會町内會及市町村常會ニ關スル件

部落會町内會及市町村常會ニ關シテハ曩ノ訓令ノ趣旨ニ依リ夫々地方ノ實情ニ應ジ其ノ整備ヲ遂ゲラレツ、アルモ此等ノ組織ガ克ク國家ノ要求ニ即シ所期ノ成果ヲ舉グルト否トハ一ニ其ノ運営ノ適否ニ在ルヲ以テ今後之ガ適切ナル指導有成ニ付一段ノ努力ヲ致サレタシ

一、大政翼賛運動ニ關スル件

現下ノ重大時局ニ對處シ高度國防國家體制ヲ確立セシガ爲ニハ大政翼賛運動ノ舉國の進展ニ俟ツ所愈々大ナリ政府ハ今回大政翼賛會ノ機構及運営ニ必要ナル改善ヲ加ヘ其ノ使命ノ達成ニ

邁進セシムルコトナリタルヲ以テ各位ハ地方民指導ノ重責ニ鑑ミ眞ニ地方官民一體ノ實ヲ舉グルト共ニ本運動ノ健實ナル育成發展ニ格段ノ努力ヲ致サレタシ

一、治安確保ニ關スル件

現下内外ノ情勢愈々多事ナラントシ治安確保ノ職任益々重キヲ加ヘツ、アリ各位ハ一層部下ヲ督勵シ時局下治安ノ完壁ヲ期セラレタシ

一、土木事業ニ關スル件

高度國防國家體制ノ確立ヲ急務トスル秋ニ際シ河川、道路、港灣等ノ土木施設ハ軍需ヲ充足シ及生産力ヲ擴充スル上ニ於テ極メテ重要ナル意義ヲ有スルニ鑑ミ之ガ企畫經營ニ當リテハ克ク時局ノ要求ニ對應シ緩急宜シキヲ制スルヤウ配慮セラレタク尙所要資材努力ノ現況ニ鑑ミ之ガ利用ニ就テハ事業執行上特ニ留意アリタシ

一、國防衛強化ニ關スル件

近時帝國四圍ノ情勢ハ著シク緊迫ノ度ヲ加ヘ國民防空ノ強化充實ヲ圖ルノ要切ナルモノアルヲ以テ此ノ際防空上ノ教育訓練ヲ徹底シ事ニ當リテ動ゼザル確固タル精神ヲ涵養スルニ努メ又防空業務ニ關スル技能ノ向上ヲ圖ルト共ニ既定ノ防空計畫ニ對シ再檢討ヲ加ヘ有事ノ時ニ際シ適確ニ之ヲ運用シ得ルヤウ整備シ特ニ應急實施ノ要アル事項ニ關シテハ急速ニ其ノ具現ヲ圖リ

以テ國土防衛ノ完備ヲ期セラレタシ

更ニ都市計畫ノ樹立ニ當リテハ我國都市ガ空襲ニ對シ特別ノ弱點ヲ包藏スルノ實情ニ鑑ミ防空上ノ要求ヲ強度ニ加味セシムルノ要アリ特ニ新興工業都市ノ建設ニ際シテハ其ノ防護ニ付萬全ノ考慮ヲ拂ヒ將來巨費ヲ投ジテ都市ノ改造ヲ企畫セザルベカラザルガ如キコトナキヤウ意ヲ致サレタシ

◎勞務手帳法

來七月一日から施行さるる勞務手帳法の適用を受け勞務手帳を交付される勞務者の範圍は、第一條により勅令を以て定められることになつてゐるが鑛山、冶金、電氣機械、造船、航空機、化學、木工、窯業、土木、建築、交通ならびに電機通信關係の技術者、職工、鑛夫、電工、汽罐士、土木建築業者、運送従業者、交通運輸従業員ならびに通信従業員等の勞務者であるが左の者は除外される

- 一、日本國籍を有せざる者
- 二、女子
- 三、船員法の船員
- 四、三十日以内の期間を定めて使用せらるゝ者
- 五、使用期間の定めなく勞務供給契約に基き使用せらるゝ者
- 六、日々雇入れ使用せらるゝ者
- 七、その他命令をもつて定むる者

◎大政翼賛會改組機構

但し右第四號乃至第六號に該當する者にして引續き三十日を超え使用せらるゝときは本法の適用を受けることがある。しかしして勞務手帳には本人の寫眞を添附するほか。(イ)氏名(ロ)出生年月日(ハ)本籍(ニ)居住の場所(ホ)兵役關係(ヘ)學歷(ト)従事する職業名(チ)就業の場所(リ)技能の程度(ヌ)給料または賃金の額を記載することになつてゐる。

